

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認近畿地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 13 件

厚生年金関係 13 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 6 件

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 15085

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和59年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月1日から同年5月1日まで

「第三者委員会によるあっせん事案における同僚への記録確認」の通知が年金事務所から届き、B社及びA社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが判明した。申立期間はB社から子会社のA社に転籍した時期であるが、両社を通じて継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立人がA社の親会社であったとするB社において人事を担当していたとする者は、「A社は、B社の子会社であった。子会社を含む関連会社の給与事務及び社会保険事務は、B社において一括して行っていた。関連会社間の異動時においても、厚生年金保険料は、翌月控除として、毎月の給与から継続して控除していた。」旨陳述しているところ、オンライン記録において、申立人と同様に、昭和59年4月1日にB社における被保険者資格を喪失し、同年5月1日にA社における被保険者資格を取得している元同僚から提出された同社発行の同年5月の給与明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和59年5月1日に厚生年金保

険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、昭和44年10月\*日に設立され、申立期間も法人として存続している上、雇用保険の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった59年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち申立人を含む9人が、同年4月1日に同社における雇用保険の被保険者資格を取得していることから、申立期間において、同社は当時の厚生年金保険法における適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和59年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成13年1月は50万円、同年2月は47万円、同年3月は50万円、同年4月は47万円、同年5月から同年9月までは50万円、同年10月及び同年11月は47万円、同年12月は44万円、14年1月から同年3月までは47万円、同年4月は44万円、同年5月は47万円、同年6月から同年9月までは50万円、同年10月は53万円、同年11月は50万円、同年12月は44万円、15年1月は50万円、同年2月及び同年3月は53万円、同年4月は50万円、同年5月から16年1月までは53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月1日から16年2月1日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が10万4,000円と記録されていることが分かった。

しかし、A社では、50万円前後の給与を支給されており、申立期間の一部に係る給与明細書を見ると、当該支給額に対する厚生年金保険料が控除されているので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成13年5月から同年12月までの各月及び15年1月に係る標準報酬月額記録については、申立人から提出された給与明細書において確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、13年5月から同年9月までは50万円、同年10月及び同年11月は47万円、同年12月は44万円、15年1月は50万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成13年1月から同年4月までの各月及び14年1月から同年12月までの各月に係る標準報酬月額記録について、当該期間における報酬月額は、申立人及び元同僚から提出された給与明細書、申立人から提出されたB業務稼働実績表（以下「実績表」という。）並びに申立人及び元同僚の陳述から、その月の暦日に一定の日額を乗じて算出される基本給のほか、給与明細書に記されている水揚手当等の合計額であることが推認でき、このうち、水揚手当の額は、出来高支給分の内訳が記されているとする実績表の支給額合計の額と同額であることが確認できることから、当該期間の各月において推認できる基本給と実績表の支給額合計等から算出される給与支給額は、いずれの月も、オンライン記録の標準報酬月額を上回っている。

さらに、当該期間における厚生年金保険料控除額は、前述の申立人及び元同僚から提出された給与明細書を見ると、実際の給与支給額に基づき定時決定時に算定される標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、当該期間のうち、平成14年9月までは50万円、同年10月から同年12月までは53万円に見合う厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

これらの事情を踏まえると、申立期間のうち、平成13年1月から同年4月までの各月及び14年1月から同年12月までの各月に係る標準報酬月額記録については、前述のとおり推認できる申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、13年1月は50万円、同年2月は47万円、同年3月は50万円、同年4月及び14年1月から同年3月までは47万円、同年4月は44万円、同年5月は47万円、同年6月から同年9月までは50万円、同年10月は53万円、同年11月は50万円、同年12月は44万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成15年2月から同年12月までの各月に係る標準報酬月額記録については、申立人から提出された平成15年分給与所得の源泉徴収票に記されている支払金額及び申立人から提出された預金通帳の記録から推認できる給与支給額並びに当該源泉徴収票に記されている社会保険料等の金額及び前述の給与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、同年2月及び同年3月は53万円、同年4月は50万円、同年5月から同年12月までは53万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成16年1月に係る標準報酬月額記録については、前述の預金通帳の記録から推認できる給与支給額及び前述の給与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、53万円とすることが妥当であ

る。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成16年8月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、申立期間後に同社の事業主となっている者も、申立期間当時の関係資料を引き継いでおらず不明としているが、オンライン記録における申立期間の標準報酬月額が上記により認められる標準報酬月額と長期にわたり一致していないことから、申立期間について、事業主は、オンライン記録に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成20年9月10日は7万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年9月

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与に係る記録が無いことが分かった。

申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該賞与の支給日については、A社が、「賞与支払日については、従業員全員が同日であった。」旨回答しているところ、年金事務所が保管する同社に係る申立期間の賞与支払届を見ると、賞与支払日は平成20年9月10日と記されていることから、同日とすることが妥当である。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与明細書及び賃金

台帳に記されている厚生年金保険料控除額から、7万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人について、申立期間の賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和52年5月1日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月1日から同年8月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る加入記録が無いことが分かった。

A社には、昭和51年秋頃に採用内定され、52年3月中旬頃からB業務に従事していた。

昭和52年3月分から同年8月分までの給料明細書を所持しており、同年5月分から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給料明細書及び複数の同僚の陳述等により、申立人は、申立期間にA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給料明細書で確認できる保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和52年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、申立期間当時は清算中であり、複数の同僚が、当該期間も50人から60人程度の従業員が同社の残務整理に従事していた旨陳述していることを踏まえると、同社は、当該期間において、当時の厚生年金保険法に定め

る適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、前述の商業登記簿謄本によると、A社は、昭和52年2月\*日に解散していることが確認できるものの、申立人は、「A社には、昭和51年秋頃に学校の紹介により面接を受け、52年3月の卒業後すぐに入社し、申立期間中は、B業務に従事していた。」旨陳述しているところ、同社の経理事務補助者が、「新卒者の面接は、入社時の前年秋頃に事業主によって行われていた。私は、事業主から、学校に書類を送るよう指示されたことを記憶している。」旨陳述し、申立人と同時期に入社した複数の同僚は、「昭和51年秋頃に面接を受けて採用が決まった。」旨陳述していることから、同社では、申立期間当時、これまで雇用関係があった従業員のほか、申立人を含む前年秋の採用内定者については同社で採用し、申立期間も引き続き同社に勤務させていたと考えられる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、解散当時の事業主は死亡していることから、これを確認することはできないが、同社は、当該期間において、適用事業所の要件を満たしていながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を平成18年8月11日は25万5,000円、同年12月15日は28万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月11日  
② 平成18年12月15日

年金事務所から照会文書が送られてきたことに伴い、A社に勤務していた期間のうち、平成18年8月及び同年12月の賞与に係る記録が無いことが分かった。

申立期間に係る賞与明細書には、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できるので、当該期間に係る標準賞与額を正しく記録してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び申立人提出の賞与明細書並びに金融機関から提出された取引明細表により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び賞与明細書において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年8月11日は25万5,000円、同年12月15日は28万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 15090

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年12月15日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を3万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月  
② 平成16年12月

年金事務所からのお知らせ文書によって、A社に勤務した期間のうち、平成16年8月及び同年12月に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間も同社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間の賞与について正しく記録してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A社は既に破産しているところ、同社の元破産管財人から提出された平成16年12月分賞与に係る支給控除項目一覧表から、申立人は、同社から当該期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間②の支給日については、同僚から提出された預金通帳の写しにおける賞与振込日から、平成16年12月15日とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、前述の支給控除項目一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、3万2,000円とすることが

妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の元取締役が、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかった旨陳述していることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、商業登記簿の記録によると、A社は平成18年に破産している上、申立期間当時の同社の元事業主に事情照会したものの、同人から回答は無く、これらの者から申立人の申立期間①に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、前述の元破産管財人から提出された平成16年8月分賞与に係る支給控除項目一覧表を見ると、申立人について、支給額欄及び厚生年金保険料を含む各種控除欄は、全て0円と記されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 15091

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月1日から同年12月1日まで

私は、B社に入社し、同社及び同社の事業を引き継いだA社に継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が昭和63年11月1日から同年12月1日までの1か月間が空白となっているので、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、申立人と同様に、昭和63年11月1日にB社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、かつ、同年12月1日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員から提出された給料明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年12月1日であり、同社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できるが、同社に係る法人登記簿により、同社は同年10月\*日に設立された法人事業所であることが確認できることから、

申立期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年12月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和63年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 15092

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 8 月 1 日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された総合口座通帳により、申立人は、申立期間にA社から、賞与を支給されていたことが確認できる。

また、A社に勤務していた同僚から提出された申立期間に係る賞与明細書により、申立期間において、賞与支給額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の総合口座通帳の記録及び賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出を行っておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年7月10日は27万6,000円、同年12月12日は30万円、16年7月14日は27万6,000円、同年12月10日は30万円、17年7月15日は23万4,000円、18年7月14日は22万9,000円、同年12月15日及び19年7月10日は22万3,000円、同年12月14日は21万8,000円、20年7月10日は20万9,000円、同年12月11日は21万3,000円、21年7月10日は22万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年7月14日  
④ 平成16年12月10日  
⑤ 平成17年7月15日  
⑥ 平成18年7月14日  
⑦ 平成18年12月15日  
⑧ 平成19年7月10日  
⑨ 平成19年12月14日  
⑩ 平成20年7月10日  
⑪ 平成20年12月11日  
⑫ 平成21年7月10日

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③から⑦までについて、申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間①、②及び⑧から⑫までの期間について、申立人から提出された平成 15 年分の給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）及びC市D区から提出された平成 20 年度（平成 19 年分所得）から 22 年度（平成 21 年分所得）までの個人市・県民税照会回答書における年間給与額及び社会保険料額は、平成 15 年及び 19 年から 21 年までの期間において、申立人から提出された給与支給明細書等により推認できる各月の給与等（届出済みの平成 21 年 12 月賞与を含む。）に係る年間支給額及び社会保険料控除額をそれぞれ超えていることが確認できる。

また、同僚から提出された申立期間①、②及び⑧から⑫までの期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

さらに、A社の元社会保険事務担当者は、「B職については、毎年7月及び12月に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除した。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び⑧から⑫までの期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間③から⑦までに係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①、②及び⑧から⑫までの期間に係る標準賞与額については、前述の給与支給明細書及び源泉徴収票等の記録から推認できる厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 7 月 10 日は 27 万 6,000 円、同年 12 月 12 日は 30 万円、16 年 7 月 14 日は 27 万 6,000 円、同年 12 月 10 日は 30 万円、17 年 7 月 15 日は 23 万 4,000 円、18 年 7 月 14 日は 22 万 9,000 円、同年 12 月 15 日及び 19 年 7 月 10 日は 22 万 3,000 円、同年 12 月 14 日は 21 万 8,000 円、20 年 7 月 10 日は 20 万 9,000 円、同年 12 月 11 日は 21 万 3,000 円、21 年 7 月 10 日は 22 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①から⑫までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に照会したが回答は得られないものの、賞与が支給されていたとする複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細書において、保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、これらの同僚のいずれにも当該賞与に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 15094

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年8月8日は29万円、同年12月10日は27万2,000円、16年4月9日は29万8,000円、同年8月10日は27万7,000円、同年12月10日は32万1,000円、17年8月10日は22万5,000円、18年8月10日は31万3,000円、同年12月8日は29万5,000円、19年4月10日は31万円、同年8月10日は20万5,000円、同年12月10日は26万7,000円、20年4月10日は25万4,000円、同年8月8日は31万3,000円、同年12月10日は28万8,000円、21年4月10日は28万3,000円、同年8月10日は27万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月8日  
② 平成15年12月10日  
③ 平成16年4月9日  
④ 平成16年8月10日  
⑤ 平成16年12月10日  
⑥ 平成17年8月10日  
⑦ 平成18年8月10日  
⑧ 平成18年12月8日  
⑨ 平成19年4月10日  
⑩ 平成19年8月10日  
⑪ 平成19年12月10日  
⑫ 平成20年4月10日  
⑬ 平成20年8月8日  
⑭ 平成20年12月10日

⑮ 平成 21 年 4 月 10 日

⑯ 平成 21 年 8 月 10 日

A 社に B 職として勤務した期間のうち、申立期間において支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳により、申立人に A 社から申立期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成 15 年分から 21 年分までの給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）及び平成 16 年度（平成 15 年分所得）から 21 年度（平成 20 年分所得）までの市民税・県民税特別徴収税額の通知書により、平成 15 年から 21 年までにおいて、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく年間の厚生年金保険料を超える保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人と同職種である複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準賞与額については、前述の源泉徴収票等における社会保険料控除額及び預金通帳における賞与振込額により推認できる賞与支給額から、平成 15 年 8 月 8 日は 29 万円、同年 12 月 10 日は 27 万 2,000 円、16 年 4 月 9 日は 29 万 8,000 円、同年 8 月 10 日は 27 万 7,000 円、同年 12 月 10 日は 32 万 1,000 円、17 年 8 月 10 日は 22 万 5,000 円、18 年 8 月 10 日は 31 万 3,000 円、同年 12 月 8 日は 29 万 5,000 円、19 年 4 月 10 日は 31 万円、同年 8 月 10 日は 20 万 5,000 円、同年 12 月 10 日は 26 万 7,000 円、20 年 4 月 10 日は 25 万 4,000 円、同年 8 月 8 日は 31 万 3,000 円、同年 12 月 10 日は 28 万 8,000 円、21 年 4 月 10 日は 28 万 3,000 円、同年 8 月 10 日は 27 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社に照会したが回答が得られないものの、賞与が支給されていたとする複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細書において、保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、これらの同僚のいずれにも当該賞与に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年7月9日は32万円、同年12月18日は35万円、16年7月14日は32万5,000円、同年12月10日は35万円、17年7月15日は31万7,000円、18年7月14日は30万9,000円、同年12月15日は32万5,000円、19年7月10日は30万2,000円、同年12月14日は31万7,000円、20年7月10日は29万5,000円、同年12月12日は29万2,000円、21年7月10日は21万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月9日  
② 平成15年12月18日  
③ 平成16年7月14日  
④ 平成16年12月10日  
⑤ 平成17年7月15日  
⑥ 平成18年7月14日  
⑦ 平成18年12月15日  
⑧ 平成19年7月10日  
⑨ 平成19年12月14日  
⑩ 平成20年7月10日  
⑪ 平成20年12月12日  
⑫ 平成21年7月10日

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年7月9日は32万円、同年12月18日は35万円、16年7月14日は32万5,000円、同年12月10日は35万円、17年7月15日は31万7,000円、18年7月14日は30万9,000円、同年12月15日は32万5,000円、19年7月10日は30万2,000円、同年12月14日は31万7,000円、20年7月10日は29万5,000円、同年12月12日は29万2,000円、21年7月10日は21万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に照会したが回答が得られないものの、賞与が支給されていたとする複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与支給明細書において、保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、これらの同僚のいずれにも当該賞与に係る記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 15096

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成16年7月15日は9万9,000円、同年12月15日は9万円、20年12月15日は14万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月15日  
② 平成16年12月15日  
③ 平成20年12月15日

A社に勤務した期間のうち、申立期間において支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与に係る給与明細書により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年7月15日は9万9,000円、同年12月15日は9万円、20年12月15日は14万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出を行っていないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成18年9月は19万円、同年10月は22万円、同年11月は24万円、同年12月は41万円、19年1月は19万円、同年2月は18万円、同年4月は19万円、同年5月は24万円、同年6月は20万円、同年7月は22万円、同年8月及び同年9月は20万円、同年10月は22万円、同年11月は20万円、同年12月及び20年1月は32万円、同年2月及び同年3月は28万円、同年4月は24万円、同年10月及び同年11月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成20年12月は26万円、21年1月は22万円、同年7月は20万円、同年9月は16万円、同年10月から同年12月までは17万円、22年1月は16万円、同年2月から同年4月までは17万円、同年5月は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月1日から20年12月1日まで  
② 平成20年12月1日から22年9月21日まで  
A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が給与明細書の支給額より低いので年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚



生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成18年9月1日から19年3月1日までの期間、同年4月1日から20年5月1日までの期間及び同年10月1日から同年12月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、18年9月は19万円、同年10月は22万円、同年11月は24万円、同年12月は41万円、19年1月は19万円、同年2月は18万円、同年4月は19万円、同年5月は24万円、同年6月は20万円、同年7月は22万円、同年8月及び同年9月は20万円、同年10月は22万円、同年11月は20万円、同年12月及び20年1月は32万円、同年2月及び同年3月は28万円、同年4月は24万円、同年10月及び同年11月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、毎月支給する概算賞与を除いて報酬月額の届出を行っていたことを認めていることから、事業主は、報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成18年8月1日から同年9月1日までの期間、19年3月1日から同年4月1日までの期間及び20年5月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②のうち、平成20年12月1日から21年2月1日までの期間、同年7月1日から同年8月1日までの期間及び同年9月1日から22年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、20年12月は26万円、21年1月は22万円、同年7月は20万円、同年9月は16万円、同年10月から同年12月までは17万円、22年1月は16万円、同年2月から同年4月までは17万円、同年5月は16万円とすることが妥当

である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、毎月支給する概算賞与を除いて報酬月額の見合行届出を行っていたことを認めていることから、事業主は、報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成21年2月1日から同年7月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間及び22年6月1日から同年9月21日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 近畿（大阪）国民年金 事案 6799

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年6月まで

申立期間の国民年金保険料は、妻がA銀行（現在は、B銀行）C支店又はD郵便局で納付書を使用して納付していた。

申立期間当時の記憶は余り無いが、健康で生活状況も安定しており、妻が私の国民年金保険料を納付しないとは考えられないので、現在の年金記録に納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

B銀行C支店から提出された申立人及びその妻に係るE市国民年金保険料口座振替取消届の写しによると、申立人及びその妻に係る国民年金保険料は、申立人の妻名義の預金口座から口座振替されていたところ、申立人については申立期間の初月の昭和61年4月5日に、その妻については平成元年6月8日に、当該口座振替取消届を提出していることから、申立期間においては、申立人及びその妻の保険料の納付方法が異なっており、申立人の保険料を口座振替により納付しなくなった事情が有ったものと考えられるが、申立人の妻は、当該事情について記憶していないとしている。

また、申立人は、国民年金の手續及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、それらを行っていたとする申立人の妻は、申立期間の保険料について、金融機関で納付したとする以外に具体的な陳述は無いため、保険料の納付状況が不明である。

さらに、国民年金保険料の納付方法について、F県E市では、昭和62年3月までは3か月単位、同年4月以降は1か月単位で納付する方法であったことから、申立人の妻が申立期間の保険料を定期的に納付したとするならば、19枚の納付書により納付したことになるが、金融機関で納付したとするこれら全

での納付の記録が欠落することは考え難い。

加えて、申立人の妻は、口頭意見陳述の実施に当たり、申立人の昭和 63 年度県市民税納税通知書を提出し、当該通知書の社会保険料控除欄に記載されている 27 万 6,000 円の中に、昭和 62 年中に納付した申立人の国民年金保険料が含まれているはずであると申し立てている。しかしながら、当該通知書に記載されている社会保険料控除額は、当年中に納付した国民年金保険料額と国民健康保険料額との合算額と考えられるところ、E 市は、申立期間当時の申立人世帯に係る国民健康保険料は不明としているため、当該控除額中に含まれる国民年金保険料額は確認できない上、同市に確認した計算方法（ただし、所得割額の計算基礎となる県市民税額は前年度（昭和 61 年度）分が不明であるため昭和 63 年度のものを用いた。）により試算した昭和 62 年中の国民健康保険料額を当該控除額から差し引いた残余の額は、二人分でなく一人分の国民年金保険料額とおおむね符合することから、当該通知書によって申立人の申立期間に係る保険料の納付があったものと認めることは困難である。

このほか、実施した口頭意見陳述において、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から52年3月まで

私は、国民年金の加入手続時の詳細は覚えていないが、常々母に言われていたので、大学入学後すぐの昭和48年4月に、国民年金に加入しているはずである。

国民年金保険料は、毎年1回、年度初めの4月になる前に、A県B市から保険料の納付書が送られてきたので、自身のアルバイト収入の中から銀行及び郵便局で納付した。

私が現在所持する年金手帳には申立期間に係る国民年金の記録は記載されていないが、私は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを覚えている。

私が国民年金保険料を納付したことは事実なので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、20歳以上の大学生は、国民年金法において、国民年金の強制加入者とされていなかったことから、申立期間の国民年金保険料を納付するには、昭和48年4月に国民年金の加入手続を自発的に行わなければならなかったところ、申立期間当時は大学生であったとする申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶は無く、20歳になったので国民年金保険料の納付書が送られてきたと、申立て当初陳述していたが、その後当該陳述内容について、母が国民年金の加入手続を行ってくれたかもしれないと変更するなど、国民年金の加入手続に係る申立人の記憶は明確でない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するために必要な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索

システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立期間当時に申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を銀行及び郵便局で納付したと陳述しているところ、B市における保険料の収納方法は、原則として、昭和53年度までは国民年金手帳に国民年金印紙を貼付し、検認印を押す印紙検認方式であり、このことは、申立人の母が所持する国民年金手帳からも確認でき、申立人の主張と符合しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立人の希望により口頭意見陳述を行ったが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする事情を酌み取ることはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 近畿（福井）国民年金 事案 6801

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から57年3月まで

私は、昭和54年3月にA県B市で勤めていた会社を退職する際、会社の方から「すぐに国民年金の手続に行くように。」と言われたので、C県D市（現在は、E市）の実家に戻ってすぐにD市役所に出向き、自身の国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。

当時、私の両親は、既に国民年金に加入しており、二人とも口座振替により国民年金保険料を納付していたので、私の加入手続後の保険料も同じ預金口座から一緒に振替納付してくれていたのに、私だけ、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年7月30日に払い出されており、当該手帳記号番号前後の被保険者の納付状況から、申立人に係る国民年金の加入手続は、同年7月頃に行われたものと推認され、このことと54年3月に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、前述の国民年金の加入手続時点（昭和57年7月）において、申立期間のうち、昭和55年3月以前の国民年金保険料については、制度上、時効により納付することができず、同年4月以降の保険料については、過年度納付することが可能であるが、申立人は、申立期間の保険料について、口座振替以外の方法で納付したことは無く、また、遡ってまとめて納付したことも無いと陳述している。

さらに、申立人は、昭和54年3月の国民年金に加入当初から国民年金保険料を口座振替で納付したと陳述するものの、E市によると、当時のD市におい

て、口座振替による保険料の納付が可能になったのは申立期間後の57年4月からであるとしており、このことと申立人の陳述とは符合しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を現年度納付するためには、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から11年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から11年4月まで

申立期間については、国民年金保険料の納付を免除してもらっていたが、平成11年5月に結婚したことに伴い、第3号被保険者の手続をした後に、A社会保険事務所（当時）からはがきを送付されてきた。

その際、夫がA社会保険事務所に電話で問い合わせると、女性職員から、「平成4年7月から11年4月まで免除期間であり、国民年金保険料が未納であるため、将来受け取る年金が相当減額される。」と言われた。

後日、A社会保険事務所の職員から、納付する国民年金保険料額についてと、納付書を送付する旨の説明を受けたが、保険料が高額であったため、夫は、「直接窓口に出向いて支払う。」と返答した。

申立期間の国民年金保険料の納付に当たり、結婚直後であり、自由に使えるお金が無かったので、夫は、郵便局の定期預金を解約しようとしたが、近所の郵便局の職員から、「郵便局の定期預金は絶対に解約してはいけない。こんな良い利息の定期預金はもう無い。」と言われたので、B銀行（現在は、C銀行）D支店の夫名義の定期預金を解約し、100万円を引き出した。

平成11年6月又は同年7月頃だったと思うが、夫は、A社会保険事務所に出向き、窓口で私の申立期間の国民年金保険料を一括で納付した。保険料額については、引き出した100万円に生活費からいくらかを足した100万ちょっとであったことを覚えている。

納付した際に受け取った領収証書は、転居した際に通帳と一緒に処分してしまったが、申立期間について、国民年金保険料の申請免除期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成11年6月又は同年7月頃に、夫がB銀行D支店の夫名義の定期預金を解約し、引き出した100万円に、生活費からいくらかを足した100万ちょっとの額を、A社会保険事務所の窓口で、申立期間の国民年金保険料として追納した。」旨申し立てているが、B銀行D支店の申立人の夫名義の預金通帳については、転居の際に申立期間に係る国民年金保険料の領収証書とともに処分したとしており、同預金口座に係る取引履歴について、申立人の夫は、「C銀行D支店に問い合わせたところ、10年の保管期限経過のため確認できないとの回答であった。」旨陳述している上、そのほかに申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿等）も見当たらない。

また、申立人の夫は、「平成11年6月又は同年7月頃に、申立期間の国民年金保険料をA社会保険事務所の窓口において追納した。」と主張しているが、当時のA社会保険事務所における現存する現金出納簿（保険料を領収した際に記帳するもの）を見ても、申立期間の追納保険料額相当額を領収していたことをうかがわせる記載は確認できない上、日本年金機構Eブロック本部F事務センターを通じて当時の同社会保険事務所において国民年金保険料の領収を行っていた職員に対し照会を行ったが、申立期間の追納保険料額相当額を当時の同社会保険事務所の窓口において領収していたことをうかがわせる回答も得られなかった。

さらに、申立人の夫から申立期間の国民年金保険料の追納をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 15098

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 10 日

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与に係る記録が無いことが分かった。

申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、標準賞与の記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかしながら、A社から提出された申立人に係る平成20年の年間賃金台帳を見ると、賞与の支給合計欄及び厚生年金保険料控除欄には、いずれも「0」と記されているところ、同社は、「申立人に平成20年夏期賞与を支払った記録が無いので、申立人に対して当該賞与は支給していないと思う。」と回答している。

また、申立人から提出された平成20年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額は、前述の賃金台帳における年間社会保険料控除合計額と一致している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 15099

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月頃から 49 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社B支社（現在は、C社）に勤務した期間のうち申立期間に係る加入記録が無いことが分かった。

私は、A社B支社には、昭和 48 年 8 月末か同年 9 月初め頃から勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間頃から、A社B支社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社は、「A社に係る申立期間当時の資料は保管しておらず、当時の事情について確認できない。」旨回答している上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社本社又は同社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る者に照会し複数の者から回答が得られたところ、このうち、同社に入社当初から申立人と同職種であったとする2人及び同社に入社後途中から申立人と同職種になったとする1人は、いずれも、「A社B支社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、自身が記憶する同社における入社日と一致していない。同社に入社した日は、当該資格取得日より数か月前である。」旨陳述している。

さらに、申立期間当時、A社本社において社会保険事務を担当していたとする者は、「申立期間当時、A社における全従業員のうち、三分の一程度の者は

アルバイトであり、アルバイトの者は厚生年金保険に加入していなかった。当時、D職等の業務の担当者は、ほとんどの者が当初はアルバイトで、後に正社員になることが多かった。アルバイトではなかったとしても、厚生年金保険に加入していない従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは無かった。」旨陳述している。

加えて、前述のA社B支社に係る被保険者名簿によると、同社B支社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和49年1月1日における被保険者数は46人であるところ、このうち複数の元従業員は、「当時、B支社全体では、少なくとも80人程度の従業員が在籍していた。」旨陳述しており、前述の事情を踏まえると、申立期間当時、同社B支社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 15100

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月  
年金事務所からのお知らせ文書によって、A社に勤務した期間のうち、平成 15 年 12 月、16 年 8 月及び同年 12 月に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

平成 16 年 8 月分及び同年 12 月分の賞与については明細書を保管していたので記録は訂正されたが、申立期間については、賞与の額及び厚生年金保険料控除額が分かる資料を保管していない。

しかし、申立期間も同社から 35 万円の賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間の賞与について正しく記録してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿の記録によると、A社は平成 18 年に破産している上、申立期間当時の同社の元事業主に事情照会したものの、同人から回答は無く、これらの者から申立人の申立期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人から提出された賞与の振込先であったとする預金通帳の写しを見ると、平成 15 年 11 月 25 日及び同年 12 月 25 日に給与の振込みは確認できるものの、申立期間に係る賞与の振込みは見当たらない。

さらに、A社の元破産管財人から提出された平成 15 年 12 月分賞与に係る支給控除項目一覧表を見ると、申立人について、基本賞与欄及び総支給金額欄には 1 万円と記されているものの、厚生年金保険料を含む各種控除欄は、全て 0 円と記されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 15101

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無いことが分かった。  
A社では、B職として勤務していた。45年前のことではっきり覚えていないが、病院に行ったこと、年金手帳を持って帰ったこと等の記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述から、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月 22 日から 44 年 6 月 20 日までの期間については、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、オンライン記録によると、平成 13 年 2 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿の記録によると、15 年 1 月 \* 日に破産終結している上、申立期間当時の事業主の子であり当該清算時の代表者は、「父は高齢であること等もあって事情聴取ができない状況にあり、申立期間当時の厚生年金保険料の控除が確認できる資料も保管されていない。」と陳述していることから、申立人の申立期間に係る保険料控除の状況について確認することができない。

また、A社に係る複数の社会保険担当者のうち一人は、「当時、A社の従業員は 100 人程度いたが、厚生年金保険の加入者は 15 人ぐらいで、申立人は厚生年金保険に加入していなかったと思う。厚生年金保険には、役員、事務関係者及び現場責任者の一部が加入していたが、加入させる者については、社長が全て決めていた。」旨陳述している。

さらに、A社の社会保険を取り扱っていた社会保険労務士は、「A社に係る

厚生年金保険被保険者の名簿を作成し、現在も保管しているが、同名簿には申立人の氏名の記載は無い。」旨陳述している。

加えて、申立人が記憶している同僚4人のうち1人の氏名が、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に見当たらないことを踏まえると、申立期間当時、同社では、必ずしも従業員全てを厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、当該控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 近畿（大阪）厚生年金 事案 15102

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 6 月 1 日から 51 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 52 年 2 月 22 日から 53 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社の記録が、実際に勤務した期間よりも短い期間となっており、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。

私は、A社に昭和 50 年 6 月 1 日から 53 年 1 月末まで勤務しており、申立期間を含めて医療機関で健康保険証を複数回使用しているので、当該期間も厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の複数の元同僚の陳述から判断すると、入社時期の特定はできないものの、申立人が申立期間①の頃に同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の元事業主は、「A社は既に倒産しており、当時の資料等を保存していないため、申立人の申立期間①当時における厚生年金保険料の控除の状況は分からない。」旨回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 50 年 6 月 1 日から 51 年 10 月 1 日までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち、所在が確認できた 17 人に照会し、8 人から回答が得られたところ、このうち 2 人は、それぞれが実際に入社したとする時期より 1 年以上後に、同社において厚生年金保険の資格を取得している上、このうちの 1 人は、「途中から本雇いにすると言われ、その時点から厚生年金保険に加入した。厚生年金保険料も、その時点から控除され始めた。」旨陳述している。

さらに、前述の被保険者名簿において、厚生年金保険の記録が確認できる者が、当時の同僚として記憶している者の中には、同被保険者名簿に厚生年金保険の記録が確認できない者が複数人含まれており、これらのことから判断すると、申立期間①当時、A社では、必ずしも従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は、厚生年金保険の資格喪失日の前日である昭和52年2月21日となっており、申立人の厚生年金保険の加入記録と符合している。

また、申立人が、A社において一緒に勤務した者として氏名を挙げた元同僚は、「申立人とは、一度同じ事業所で勤務したことがあるが、それ以降は同じ事業所で勤務したことがないので、申立人の退職時期までは分からない。」旨陳述している上、前述の被保険者名簿において、申立期間②を通じて厚生年金保険の記録がある者のうち、所在が確認できた23人に照会したが、これらの者から、申立人が申立期間②を通じて同社に勤務していたとする陳述は得られなかった。

さらに、前述のA社の元事業主は、「当時の資料等を保存していないため、申立人の申立期間②当時における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況は分からない。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15103（大阪厚生年金事案 4751 及び 9977 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 8 月 26 日まで  
② 昭和 40 年 2 月 21 日から 42 年 5 月 1 日まで  
③ 昭和 58 年 8 月から平成 3 年 2 月までのうちの約  
1 年間

年金事務所の記録によると、申立期間①、②及び③の厚生年金保険加入記録が無く、申立期間③のうち、昭和 58 年 8 月から 59 年頃までの期間については、加入記録の訂正を申し立てたが、申立ては認められなかった。

申立期間①、②及び③に勤めていたことは間違いないので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社には中学校卒業直後から勤務したので、厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 39 年 8 月 26 日ではなく、38 年 4 月 1 日である。」と主張している。

しかし、A社は昭和 41 年 1 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人がA社の元同僚として挙げた姓と一致する同社の被保険者二人について、一人は所在不明であり、他の一人は、「申立人の名前は聞いたことがあるが、申立人の入社時期を明確に記憶していない。申立期間①当時、中学校卒業直後に入社した従業員がいたかどうか分からない。」旨回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、被保険者記録が確認でき、所在の判明した元従

業員 17 人に照会を行ったところ、11 人から回答があったが、申立人の入社時期を特定する回答は得られない。

さらに、A社で社会保険事務を担当していた元従業員は、「A社では、申立期間①当時、厚生年金保険の加入についての明確なルールが無く、勤務していても厚生年金保険に加入していない従業員がいた。入社後すぐに辞める従業員は会社の負担になることから、入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行わないというのが、経営者の方針であったと思う。」旨陳述している上、前述の申立人が挙げた姓と一致する元従業員は、「A社には7年から8年ぐらい勤務した。」旨回答しているものの、同社に係る被保険者名簿によると、被保険者期間は4年8か月であることが確認でき、前述の回答があった元従業員のうち一人は、「A社に3年ぐらい勤務したが、厚生年金保険の被保険者期間は、実際に勤務した期間より短いと思う。」旨回答しているところ、同社に係る被保険者名簿によると、被保険者期間は1年4か月であることが確認できることから、同社は、申立期間①当時、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

2 申立期間②について、申立人は、「B社（現在は、C社）に勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかし、C社は、「申立期間②の資料は保存しておらず、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無については不明である。」旨回答している上、当時の元事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人がB社の元同僚として挙げた姓名又は姓と一致する同社の被保険者3人について、2人は死亡しており、他の1人は所在不明である上、同社に係る被保険者名簿において、申立期間②に被保険者記録が確認でき、所在が判明した21人に照会を行ったところ、11人から回答があったが、申立人を記憶している者はいないことから、申立人の申立期間②における勤務実態について陳述を得ることができない。

さらに、B社に係る被保険者名簿において、申立期間②における健康保険整理番号に欠番は見当たらない。

3 申立期間③について、前々回及び前回の申立てにおいて、当該期間のうち昭和58年8月から59年頃までの期間については、D社に勤務していたとして申し立てていたが、i) 同社は、平成8年3月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、14年12月\*日付けで解散していることから、申立て事実を確認できる関連資料は無く、申立人の同社における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、ii) 同社の同僚は、申立人の退職時期を記憶していないほか、申立人も自身の退職時期についての記憶は明確ではないことなどから、既に年金記録確認大阪地方

第三者委員会（当時）の決定に基づき、21年11月13日付け及び23年2月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、申立期間③を昭和58年8月から平成3年2月までのうちの約1年間、申立事業所をE社として申し立てている。

しかし、E社は昭和56年9月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によると、同社は同年8月\*日に破産宣告していることが確認できる上、元事業主は、「昭和56年10月以後は会社自体存続しておらず、申立期間③は事業を行っていない。」旨回答しており、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人がE社の元同僚として挙げた姓と一致する同社の被保険者一人に照会を行ったが回答が得られない上、同社に係る被保険者名簿において、被保険者記録が確認でき、所在の判明した13人に照会を行ったところ、10人から回答があったが、申立人を記憶している者はいないことから、申立人の申立期間③における勤務実態について陳述を得ることができない。

さらに、E社の元役員は、「E社における厚生年金保険への加入方針は各従業員によって異なっており、勤務していても厚生年金保険に加入していない従業員がいた。従業員本人が希望すれば加入させ、また、本人が希望しても加入させるまでしばらく様子を見ることもあったと思う。」旨陳述している上、前述の回答があった被保険者から元同僚として名前が挙げた複数の者は、同名簿において被保険者記録を確認することができないことから、同社は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

4 このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。